

## 倒産・解雇などにより 離職した場合は保険税 が軽減されます

倒産・解雇などによる離職または雇止めなどにより離職された方については、国民健康保険税が軽減されます。ただし、軽減を受けるためには申請が必要ですので、必ず手続きされるようお願いいたします。

## 平成26年度から70歳以上75歳未満の人の 自己負担割合が変わります

70歳以上75歳未満の人の医療機関での自己負担割合は、法律上2割となっていますが、これまでは特例措置により1割負担とされていました。

平成26年4月1日からは、この特例措置が見直されることとなり、一般・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱの方の自己負担割合が次のとおりに変更になります。

|                      | 平成25年度まで | 平成26年度から   |
|----------------------|----------|--|
| 一般<br>低所得者Ⅰ<br>低所得者Ⅱ | 1割       | 昭和19年4月1日以前<br>生まれの方<br><b>1割</b>                                      |
|                      |          | 昭和19年4月2日以降<br>生まれの方<br><b>2割</b><br><br>70歳の誕生日の翌月<br>(1日生まれの人はその月から) |
| 現役並み所得者              |          | <b>3割</b>  |

### 【対象となる方】

離職の翌日から翌年度末までの期間において次の失業等給付を受ける方が対象です。

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)

### 【軽減額】

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得その30/100と見なして行います。

### 【軽減期間】

離職の翌日から翌年度末まで

### 【手続きに必要な物】

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

## 国民健康保険退職者医療制度の申請をお忘れなく

退職により、今まで加入していた社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合は、国保の中の退職者医療制度に加入することとなります。この場合の保険税や医療機関窓口で支払う自己負担額は、一般の国保加入者と変わりありませんが、医療費の一部については、今まで加入していた社会保険等が負担することとなります。

この退職者医療制度に加入するには、本人からの申請手続きが必要となりますので、対象となられる方につきましては、必ず申請されますようお願いいたします。

### 【対象となる方】

会社などを退職して、年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の方とその被扶養者で、次のすべてに該当する方が対象となります。

①国民健康保険に加入している方。

②年金(厚生年金や各種共済年金など)を受けられる方で、その加入期間が、20年以上もしくは40歳以降10年以上ある方。

### 【手続きに必要なもの】

- ・印鑑
- ・国民健康保険証
- ・年金証書

※これから国民健康保険に加入される方で「対象となる方」に該当する場合は、健康保険資格喪失証明書の他に年金証書を持参のうえ、加入の手続きを行ってください。

## 住所を町外に移している る学生は「在学証明書」 を!

八雲町国民健康保険には、町内に住所がなければ、原則、加入することができません。

しかし、修学のために転出する場合には、特例として保険証を交付しています。

この特例を受けるには、在学証明書の提出が必要となります。毎年4月(新学期)になりましたら、お早めに取り寄せ、手続きをしてください。

また、八雲町以外に住所を移している方で、学校を卒業された方、やめられた方については、八雲町国民健康保険の資格を喪失することとなり、保険証を返還していただくこととなりますので、忘れずに手続きをしてください。 ※喪失の手続きがされない場合、国民健康保険税の課税対象から除かれませんが、早期の手続きをお願いします。

### 【手続きに必要なもの】

- ・印鑑
- ・国民健康保険証
- ・在学証明書



### 【申請・問い合わせ先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所